

砂川市協働のまちづくり指針(案)

北海道 砂川市

目次

1	指針策定の基本的な考え方	1
	(1) 協働が必要とされる背景	1
	(2) 指針策定の趣旨	3
2	協働とは	4
	(1) 協働の定義	4
	(2) 協働の原則	5
	(3) 協働の担い手	6
	(4) 協働の形態	7
	(5) 市民と市の協働の事例	8
	(6) 協働の領域（範囲）	9
3	市民活動の現状と課題	10
	(1) 町内会活動の現状と課題	10
	(2) 市民活動団体の現状と課題	11
4	市民と市の役割	13
	(1) 市民の役割	13
	(2) 町内会などの地縁による団体の役割	13
	(3) 市民活動団体（ボランティア団体、NPO法人など）の役割	13
	(4) 企業・事業者の役割	14
	(5) 市の役割	14
5	協働を進めるための施策展開	15
	(1) 啓発活動の推進	15
	(2) 人材育成の推進	16
	(3) 市民と市の相互理解の推進	16
	(4) 体制づくりと支援策の推進	17
	(5) 取り組みの評価や見直しの推進	18
6	協働のまちづくりの実践に向けて	19
参考資料		
	1. 砂川市の協働事業（活動）の現状について ～ 調査結果一覧 ～	21

1 指針策定の基本的な考え方

(1) 協働が必要とされる背景

砂川市は、恵まれた豊かで美しい自然環境のもと、中空知における産業や医療などが充実したまちとして発展してきました。

しかし、近年は、少子化や高齢化により人口減少が進み、経済状況や社会環境の変化などにより、税収などの財源が減少する一方で福祉ニーズが増大するなど、地域課題や市民ニーズが多様化してきており、市がかつてのように、一律の考え方で運営できるような時代ではなくなってきています。

こうした中、わがまちを住みやすく、より魅力あるまちとしていくために、これまでも市民の皆さんの参画を得ながらまちづくりを進めてきましたが、やはり、教育や子育て、医療や福祉、防災など、これからのまちづくりにおいて、市民一人ひとりが参加し、地域全体が関わりをもって、まちづくりを担っていただきながら進めていくことが必要となっています。

平成 23 年度からスタートした「砂川市第6期総合計画」では、めざす都市像を「安心して心豊かに いきいき輝くまち」としており、その中で、まちづくり全体における共通した考えの一つとして「協働のまちづくりの推進」を掲げています。

これは、市民の皆さん、地域の皆さん、事業者の皆さんと市が、お互いの信頼関係を築き合い、市民活動の活性化を図りながら、市民が主体的に参画するまちを目指しており、この砂川を幸せあふれるまちにするためには、みんなが協力し合って初めてなし得るものであるとの考えから協働の取り組みを進めるものです。



全国的な観点から、協働が必要とされる背景として、次のような状況が考えられます。

◆※行政側から見た協働の要因

- ① 財源が限られているため、今までのような公共サービスを十分に提供していくのは難しくなっています。(限られた財源)
- ② 行政は、より重要な分野の課題を解決するために、地域力や住民参画を活かした行政サービスの見直しが必要になってきています。(行政サービスの見直し)
- ③ 行政だけで補えない部分については、民間の素晴らしい力、経営資源を使いながら地域全体で公共サービスを提供していくような、民間の力を活用していく時代になってきています。(民間活用の認識)

◆ 住民、民間側から見た協働の要因

- ① もともと地域の中では、住民自治が行われてきましたが、高度成長期になって薄らいでしまいました。しかし、現在は、社会経済が非常に大変な時代であり、また、住民の意見をより反映したまちづくりをするため、もう一度自分たちで自治をしていこうという動きが出てきています。(自治意識の高まり)
- ② ものが豊かで生活が便利な社会となる一方で、核家族化やコミュニティ意識の希薄化が進行していましたが、東日本大震災の発生や高齢社会などが問題化する中において、人々の助け合い、支え合いの必要性が理解されるとともに、地域のつながりを高めようとする動きが出てきています。(コミュニティ機能の強化)
- ③ 住民が地域で生活していく中で、自分達が困っていることを自分達で解決していこうという動きが出てきており、市民団体やNPO法人などの主体的な活動が進んできています。(ニーズの自己充足)

このように、現在は、行政側も住民、民間側もお互いに協力し合って、活動していこうという時代を迎えているといえます。これらの状況は、砂川市においても同様であるといえます。

— ことば —

※行政 … 国及び地方公共団体の行政事務を行う機関のことを表します。

(2) 指針策定の趣旨

「協働のまちづくり」を進めていくためには、私たち一人ひとりが、まちづくりへの意識を高めていかなければなりません。

また、少子高齢化や人口減少の進行、市民ニーズの多様化、地域主権の進展など、本市を取り巻く様々な背景がある中で、地域の課題を解決し、住みよいまちを築いていくためには、地域を知り、地域に愛着を持たれている、市民の皆さんの力、地域の力を活かしていくことが大切となっています。

このことから、協働のまちづくりの考えを、多くの市民の皆さんに広げて、わがまち砂川を、より住みやすく、魅力あるまちとなるように、市と市民、町内会、ボランティア団体、NPO法人、企業・事業者などのみんなが協力し合いながら、まちづくりを進めていくことができるように「砂川市協働のまちづくり指針」を策定するものです。



2 協働とは

(1) 協働の定義

「協働」とは、砂川市が将来にわたって魅力的で活力のある、住みよいまちとなるように、地域の課題を解決したり、より地域の魅力を引き出したりするために、*市民*、町内会、ボランティア団体、NPO法人、企業・事業者、市などが、対等な立場でお互いの役割と責任を認め合い、相互に補い合いながら行動していくことです。

「協働」は「住みよいまちにするために」が、みんなの共通の目標になります。

◆ 3つの「きょうどう」

「きょうどう」には「共同」「協同」「協働」で表す言葉があります。この3つは、どれも発音が同じで、意味も似ていますが、それぞれに違いがあります。

- ①「共同」：同じ仕事をする者が、一緒に行動する（使う）こと
- ②「協同」：同じ目標の者が、一緒に力を合わせて行動すること
- ③「協働」：異なる立場や活動を行っている者が、対等な立場でお互いの役割と責任を認め合い、相互に補い合い行動していくこと

今、砂川市が進めている「きょうどう」は、③の「協働」です。

— ことば —

*市民

- ・本指針における「市民*」の表記は、砂川市内に居住している人、働いている人、学んでいる人、事業を営んでいる人、活動をしている人など、砂川市に関わる個人を意味します。
- ・また、「市民」の表記は、砂川市に関わる個人をはじめ、町内会、ボランティア団体、NPO法人、企業・事業者などの団体や組織も含めた広い捉え方をした市民を意味します。

(2) 協働の原則

市民と市が「協働のまちづくり」をスムーズに進めていくために、お互いが共通の考えを十分に理解し、常に意識して取り組むことが大切です。

① 自主性・主体性の尊重

市が市民の自主性を尊重しながら、市民活動の活性化を図るとともに、市民と市のそれぞれが責任を持って、主体的にまちづくりへ参画するほか、将来を見据えて、若い世代の皆さんがまちづくりへ参画できるようにすることが大切です。

② 信頼関係を築く

協働を行う相手の特性（長所・短所）を理解し、気持ちを思いやり、理解し合うように心がけて、お互いの役割を果たし、信頼関係を築き合うことが大切です。

③ 対等な関係の尊重

協働を行うには、お互いに上下関係のない、対等な関係を保つことが大切です。特に市は、協働を行う相手に対し、まちづくりのパートナーであるとの意識を強く持ち、対等な立場で話し合い、協力し合う姿勢を示すことが大切です。

④ 情報の公開と透明性

市政や地域に関する情報や協働の活動に必要な情報を広く市民に公開し、みんなで共有することにより、お互いの関係の透明性を保ち、市民の理解が得られるようにすることが大切です。

⑤ 目的を共有

協働のまちづくりには、「砂川市をより良い方向へ導く（住みよいまちにするために）」という共通の目標があることから、それぞれが何のために協働するのかという目的を共有し、課題を解決できる方法を考えながら取り組みを進めることが大切です。

⑥ 役割分担の明確化

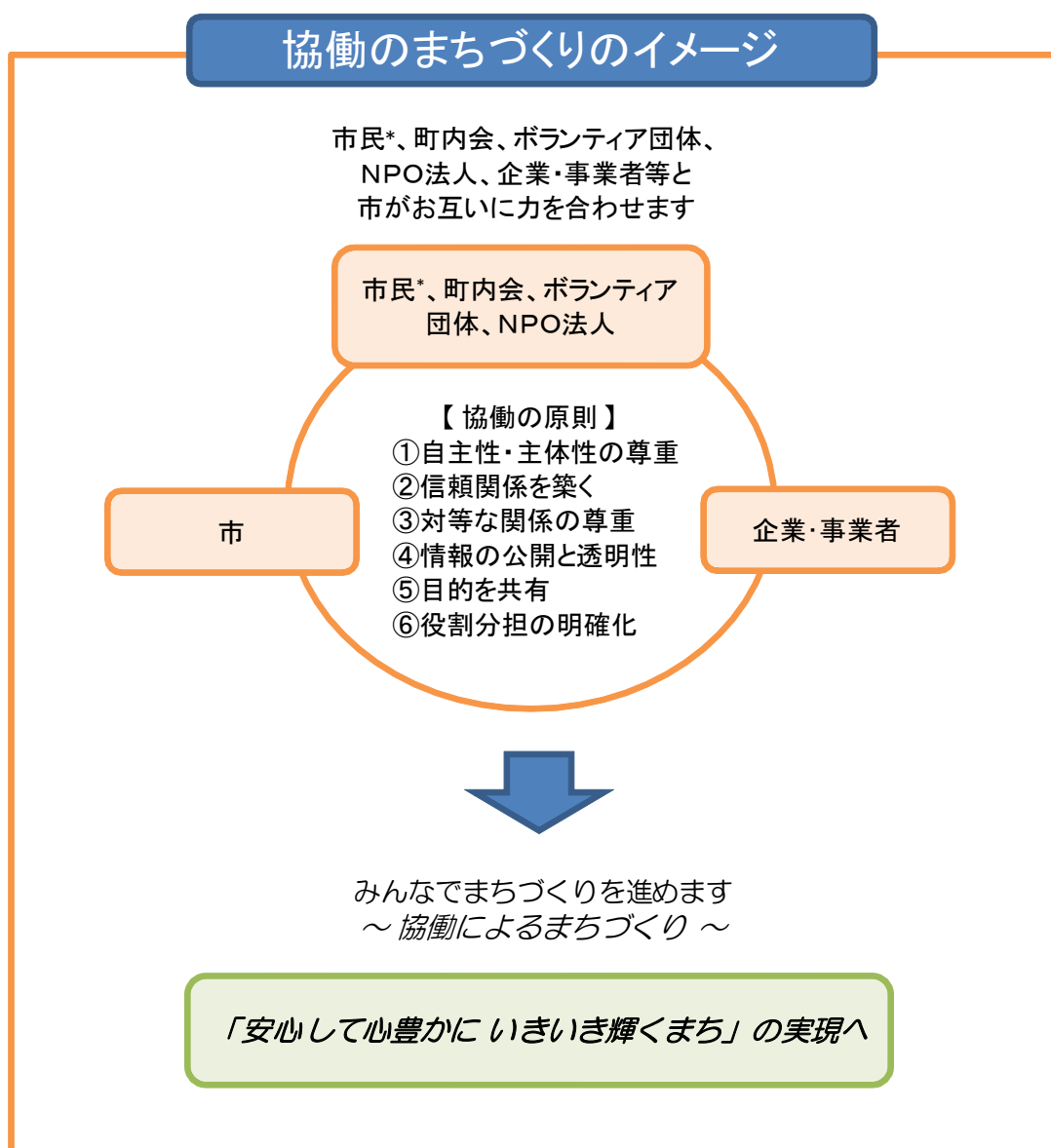
協働のまちづくりを進めるうえで、市民や市がそれぞれ持っている得意分野を活かしながら、どのような役割を担うかを明確にして取り組みを進めることが大切です。

協働の原則に基づき、多くの皆さんが、まちづくりの楽しさを感じながら、一緒になってまちを盛り上げていく、まちを支えていくことができるように協働のまちづくりを進めていきます。

(3) 協働の担い手

協働のまちづくりを進めていく担い手は、市民*の皆さん一人ひとりです。

また、市内で活動する様々な団体、組織、企業の皆さんも重要な担い手であり、それぞれの担い手が地域とのコミュニケーションを大切にしながら、特性を発揮して、積極的に参加することが必要です。このことから、砂川市では、「市民*」、「町内会」、「ボランティア団体」、「NPO法人」、「企業・事業者」などの皆さんと協力し合いながら、まちづくりを進めていく必要があると考えています。



(4) 協働の形態

市民と市との協働には、様々な形態があります。

現在の砂川市においても、協働によるまちづくりが、多種多様な形態で行われてきています。ここでは、協働の形態を次のように区分します。

① 共催

市民と市が同じ目的や目標の達成のために行動をともにし、それぞれが主催者となって共同で事業を行うもの

② 後援

市民が主催する事業に対して、市がその趣旨に賛同し、後援名義の使用を認め、事業を後押しするもの

③ 実行委員会、運営協議会

市民と市が構成員になって新たな組織を作り、事業の企画立案、開催・運営などを行うもの

④ 委員会、審議会、協議会

市が行う事業や計画の検討について、市民の持つ専門的な知識や経験を活かし、意見や提言を取り入れることによって政策の決定などを行うもの

⑤ 懇話会、懇談会等

市政運営において、市民や地域等の意見を求めることによって、より良い課題解決や政策の改善などに活かすもの

⑥ 情報・意見交換

市民と市がお互い持っている情報を、提供・交換・発信することで、情報の共有化を図るもの

⑦ 補助、助成

市民が行う公益性が高い事業に対して、市が財政的な支援を行うもの

⑧ 委託

本来、市が行うべき事業に対して、市民の優れた専門性に委ね、定められた契約のもとに実施するもの

⑨ 指定管理者制度

地域住民の自主活動の活発化への役立てや、多様化する市民ニーズに対して効果的に対応するため、市が設置した施設を民間事業者・団体等を指定して管理運営するもの

⑩ 協力、連携

市民と市が、それぞれの特性を活かし、協力、連携して事業（活動）を行うもの（一時的なボランティア活動を含む）

(5) 市民と市の協働の事例

平成 23・24 年度に砂川市で行われた市民と市の協働の取り組みを、協働の形態から見てみると、まちづくりの様々な分野において各種事業や活動が実施されています。

◆ 協働の主な事例

協働の形態	主な事例（事業、活動）
1. 共催	市民防火のつどい、アメニティ・タウンすながわマラソン大会、青少年健全育成市民のつどい、新年交礼会 など
2. 後援	市民健康フォーラム、高齢者芸能交流大会、砂川冬のフェスティバル、ラブリバー砂川夏まつり など
3. 実行委員会、運営協議会	砂川地区暴力追放運動推進協議会、交通安全推進委員会、高齢者軽スポーツフェスティバル実行委員会、市民文化祭、ジャリン子ハロウィーンや七夕、あいさつ運動、すながわスイートロード協議会、中心市街地活性化協議会 など
4. 委員会、審議会、協議会	公害対策審議会、廃棄物減量等推進審議会、学校給食センター運営委員会、行政改革推進委員会、協働のまちづくり指針策定協議会 など
5. 懇話会、懇談会等	町内会連合会と市理事者との懇談会、協働のまちづくり懇談会 など
6. 情報・意見交換	認知症を抱える家族の交流会活動 など
7. 補助、助成	資源ごみ団体回収、防犯灯の設置・維持、花いっぱい運動、プレミアム商品券発行事業、農商工連携促進事業 など
8. 委託	消費生活相談、学童保育所運営、団地駐車場や集会所の管理 など
9. 指定管理者制度	老人憩の家、体育施設、交流センター、公民館、活性化プラザ、コミュニティセンターの管理・運営 など
10. 協力・連携	介護予防教室、いきいき運動推進事業、ファミリーサポートセンター事業、市立病院ボランティア活動、放課後子ども教室、家庭教育サポート企業、子ども 110 番の家事業、街区公園維持管理 など

「参考資料 1」では、主な事例として、127 の各協働事業（活動）を紹介していますが、実際には、ここに掲げたもの以外にも、法に基づいて設置されている民生児童委員協議会や消防団などの協働事例もあります。このように、砂川市では市民と市が協力し合った多くの事業がすでに行われています。

「協働」の取り組みは、日常的に私たちの生活に関係していることが多く、意外と身近なものであるといえます。協働の事例から、自分たちが行っている活動が協働事業の一つと気づいたり、協働の事業のあり方や新しい活動などを考えたりすることで、協働に対する取り組みをより充実させていくことが大切です。

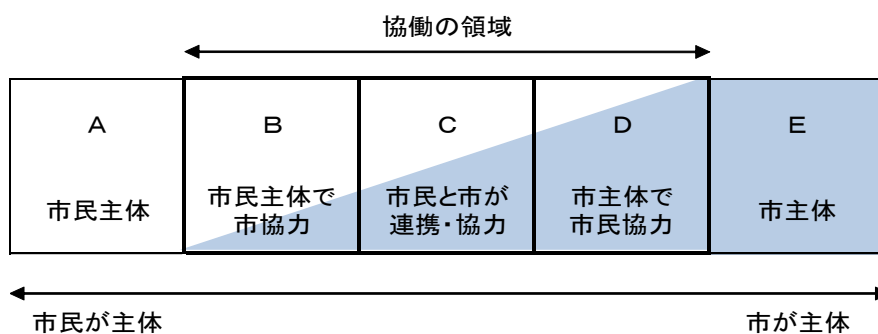
(6) 協働の領域（範囲）

砂川市のまちづくりにおける市民と市の関わり方には、様々な領域(範囲)があります。

A 市民が主体になって行うものから、B 市民が主体で、市が協力して行うもの、C 市民と市それぞれが対等な立場で行うもの、D 市が主体となって、市民に協力を求めながら行うもの、E 市が主体になって行うものまで、5つの領域が考えられます。

このうち、B～Dまでが、協働の事例でも示したように、市民と市が協働し合う領域ですが、Aの市民主体やEの市主体であっても、協働が可能なものについては、お互いの役割を認め合いながら取り組みを進めていくこともできます

【まちづくりにおける市民と市との領域イメージ図】



① 市民が主体の領域

A：市民主体 … 市民活動団体の活動や個人のボランティア活動 など

② 協働の領域

B：市民主体で市協力 … 補助金を活用した事業 など

C：市民と市が連携・協力 … 市民活動団体と市が共催して行う事業 など

D：市主体で市民協力 … 市事業の委託 など

③ 市が主体の領域

E：市主体 … 法令に基づく社会保障等の事務、公益性が高い施設の整備 など

なお、こうした領域の区分は、固定的なものではありません。

協働で取り組む事業や活動ごとに、市民と市の関わり方を明確にして、共通の理解を深めていくようにすることが大切です。

3 市民活動の現状と課題

市民と市が協働し合いながらまちづくりを進めていくためには、市民活動の現状や課題を理解する必要があります。

(1) 町内会活動の現状と課題

◇ 町内会活動の現状

町内会などの地縁による団体は、地域に暮らす人々とのつながりと日々の生活のうえに成り立っており、地域の特性や伝統を守りつつ、主体的な活動や市・関係機関との連携をもとにした活動を行っています。

このことは、地域コミュニティの最も基礎的な組織であるといえます。

(町内会の主な活動)

① 生活環境をよくする活動

- ・道路・公園・空き地の清掃や草刈、河川清掃、ごみ収集場所の管理、資源ごみの回収、花壇の整備、会館・集会所の維持管理、除雪 など

② 安全で安心して生活できるようにする活動

- ・自主防災組織づくり、防災訓練の開催、防犯活動、防犯灯の設置・維持管理、交通安全活動、青少年育成活動、高齢者支援活動 など

③ 交流やふれあいを育む活動

- ・新年会、花見、盆踊り、観楓会、親睦会、子ども会・敬老会の開催 など

④ みんなで支え合い、助け合う活動

- ・葬儀手伝い、心配ごと・困りごとの相談、地域全体の問題の解決 など

⑤ 関係機関との連絡・調整や連携によるまちづくり活動

- ・市への陳情・要望、市理事者との懇談会、市役所等からの回覧板や広報誌等の情報伝達、社協・防犯協会・衛生組合・防火協力会に関わる活動 など

◇ 町内会が抱える課題

町内会の多くでは、市民*の価値観の多様化や生活環境の変化などにより、コミュニティ意識の希薄化が進み、その結果として、町内会への未加入世帯の増加や行事への参加者が減少しているほか、役員の高齢化やなり手不足、運営財源の問題などが生じています。

(町内会の主な課題)

① 未加入者が増加している

- ② 個人情報提供の拒否がある
- ③ 会員が高齢化している
- ④ 役員の高齢化と担い手が不足している
- ⑤ 運営財源及び会館・集会所利用が減少している
- ⑥ 町内会活動の参加者の減少と参加者が固定化している など



(2) 市民活動団体の現状と課題

◇ 市民活動団体の現状

市民活動団体は、基本的に非営利で、社会に貢献することを目的とした団体であり、活動の目的などによっては、市民*や地域、他の団体、市などと連携・協力を図ることにより、様々な活動が展開されています。

市内には、ボランティア団体やNPO法人などのほか、PTAや子ども会、老人クラブ、スポーツ団体など、市民*が参加して主体的に活動する各種団体が多数あり、福祉、教育、文化・スポーツ、環境、まちづくりなどといった様々な分野で活躍しています。

(市民活動団体の主な活動)

- ① 生活環境をよくする活動
- ② 子どもや高齢者、障害者への支援活動
- ③ 安全で安心して生活できるようにする活動
- ④ 教育や文化・スポーツを育む活動
- ⑤ イベント開催などまちを活性化させる活動 など

◇ 市民活動団体が抱える課題

市民活動をしていくうえで、「活動内容がなかなか理解されず仲間が増えていかない」、「活動する人が不足している」のほか、「活動基盤となる団体の維持や活動の継続に不安がある」、「市との連携や情報の共有化が足りない」などといった課題があげられます。

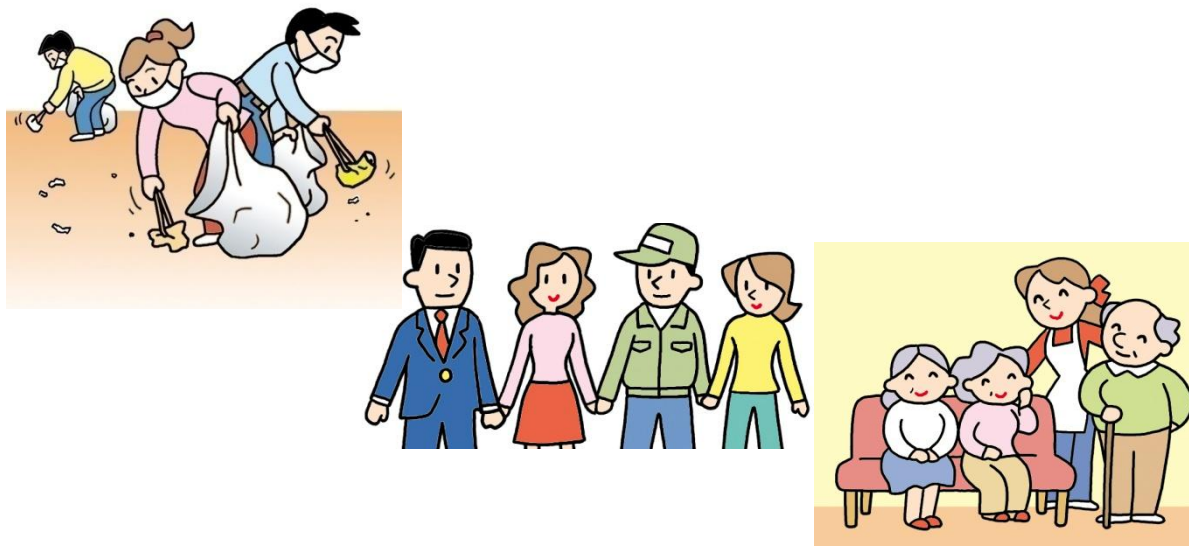
また、会員が高齢化しているほか、各団体において、同じ人がいくつも重複して活動しているという現状から、それをカバーする次の若い人に育ててもらい、一緒に活動しながら世代交代を含めて取り組んでいくという組織づくりが重要であると考えられます。

このことから、活動の継続性を図るため、自分たちの活動をいかに広く周知していくか、人材発掘や人材育成のための研修機会をどのように設けるかなどの課題を解決していく必要があります。

(市民活動団体の主な課題)

- ① 新規に会員を集めるのが難しい
- ② 人材の確保や活動を高めるための育成、研修機会などが不足している
- ③ 会員の高齢化や人材の不足などにより運営や活動する人が重複している傾向にある
- ④ 若い人の参加・育成と世代交代に向けた取り組みを行う必要がある
- ⑤ 活動基盤の維持や活動の継続について不安がある
- ⑥ 自分たちの活動の周知や参加に対する情報の受発信が不足している
- ⑦ 団体間や市との協働事業に対する相互理解や情報の共有化が不足している など

町内会や市民活動団体が、活動基盤を強化し、事業や活動を行っていく能力が向上すれば、協働に欠かせないパートナーとなっていくように、市民活動を推進することと協働を推進することとは切り離せない関係にあるといえます。



4 市民と市の役割

協働のまちづくりを実現するために、それぞれの主体において、次のような役割が期待されます。

(1) 市民*の役割

より良いまちづくりを進めるために、市民*の皆さんが「まちづくりのために何かできるのか」ということを考えながら、地域社会へ貢献していくことが求められます。

- ・ まちの情報把握に努め、まちづくりに関心を持つようにします。
- ・ 地域活動や市民活動に積極的に参加・協力していきます。
- ・ 地域や人との関わりやつながりを大切にします。
- ・ 自分のことから活動を始めるようにします。

(2) 町内会などの地縁による団体の役割

地域組織を築き、市民*間の交流や助け合いを行いながら、地域のコミュニティを育み、地域課題などの解決に取り組んでいくことが求められます。

- ・ 地域のコミュニケーションづくりを進めます。
- ・ 地域づくりの担い手として組織づくりや活動を進めます。
- ・ 地域課題を解決するために、みんなで考え、協力していきます。

(3) 市民活動団体（ボランティア団体、NPO法人など）の役割

市民活動団体の特徴、専門性、多様性を活かして、市の枠組みに縛られない柔軟な活動を展開しながら、市民や地域を横断的につなぎ、地域課題などの解決に取り組んでいくことが求められます。

- ・ 専門的な知識や技術を、様々な分野で活かす活動を進めます。
- ・ 仲間を集い、地域課題の解決に向けた取り組みを進めます。
- ・ 市民に活動や社会参加への場を提供するようにします。

(4) 企業・事業者の役割

企業・事業者が自らの事業活動や特色を活かして、他者や地域と協働することにより、新たな発想や工夫などの相乗効果を発揮して、地域課題などの解決に取り組んでいくことが求められます。

- 企業の特徴(独自の専門性や知識・技術等)を活かして、まちづくりに参加するようになります。
- まちづくりに参加しやすい職場環境づくりを進めます。
- 地域の人々からの信頼を得ながら、まちづくりの推進に貢献していきます。
- まちづくりの経験を企業や事業者の成長に活かします。

(5) 市の役割

まちづくりのあらゆる分野、場面において、協働を行いやすい環境づくりを推進しながら、職員も地域活動に積極的に関わり、市民の視点・立場に立った取り組みが求められます。

- 市政情報の提供と共有化を図ります。
- まちづくりに参画しやすい機会づくりを進めます。
- 協働意識の啓発に関する取り組みを進めます。
- 協働を担う人材の発掘・育成を図ります。
- 協働を推進するための環境を整えます。
- まちづくりの各分野における横断的な取り組みを進めます。
- 職員の協働への意識向上を図ります。
- 市民と同じ立場に立って取り組みを進めます。

協働のまちづくりを進めていくには、市民と市がそれぞれの役割を発揮しながらお互いに手を取り合って、良好な関係のもとに取り組んでいくことが大切です。

5 協働を進めるための施策展開

協働のまちづくりを具体的に進めていくには、次のような施策を展開していくことが必要です。

(1) 啓発活動の推進

協働の意識を高めていくとともに、地域コミュニティやまちづくりに関わる市民活動の重要性、必要性等の理解を深めていくため、積極的に啓発活動を進めます。

① 協働意識の向上

講演会、フォーラム等の開催や協働事例の紹介を行うとともに、様々な機会を通して協働意識の啓発、高揚を図ります。

(主な取り組み)

- ・ 講演会、フォーラム等の開催
- ・ 協働に結びつく活動・事業の研究
- ・ 市民活動入門講座の開催

② 市民活動の普及啓発と市民参加の促進

市民活動の普及啓発に取り組むとともに、多くの人々が積極的に市民活動へ参加できるような体制の構築を図ります。

(主な取り組み)

- ・ 市民活動の紹介や参加案内の実施
- ・ 町内会や市民活動団体への加入案内

③ 市の広報活動の充実

協働に関する取り組みなどを広く知っていただくため、市の広報紙やホームページのほか、様々な機会を通して積極的な情報発信を行うなど、広報活動の充実を図ります。

(主な取り組み)

- ・ 広報紙やホームページのほか、様々な機会を利用した情報の発信

(2) 人材育成の推進

市民活動の底辺の拡大とともに、活動団体のリーダー、スタッフなど、活動を担っていく人材の育成や、将来的に活動を支えていく人材を確保していくため、様々な分野において人づくりや交流の取り組みを進めます。

① 学習機会（研修会、セミナー）等の実施

協働の意識を高めるとともに、自主的かつ主体的な活動を進めていくうえで必要となる基礎的な知識や運営方法等について、学ぶ機会の提供を図ります。

（主な取り組み）

- ・講座、研修会、セミナー等の開催
- ・市民活動入門講座の開催

② 次代を担う青少年の育成

次代を担う若い人々が、まちづくりを経験し、関心が持てるよう、青少年の主体的な活動をまちぐるみで応援するとともに、市民活動団体や企業等の協力を得て、青少年の参加・体験機会の提供を図ります。

（主な取り組み）

- ・児童、生徒や青年のボランティア等の体験学習の実施

③ 市職員の意識向上

市民活動団体への地域活動交流研修事業を行うなど、市職員の地域社会を良くする市民活動への積極的な参加を進め、市民と市との信頼関係の構築に向けた意識向上を図ります。

（主な取り組み）

- ・地域活動交流研修事業の実施
- ・市民活動への市職員の積極的参加の促進

(3) 市民と市の相互理解の推進

市民と市との協働の関係を築いていくため、対等な関係を保ちながら、お互いの考え方の違いや特徴をそれぞれがより一層理解できるようにするとともに、まちづくりへの市民参画の取り組みを進めます。

① 情報の積極的な公開と共有化

市から、まちづくりに関連する情報を積極的に分かりやすく提供します。また、市政や

地域に関する多種多様な情報や市民の意見、市民活動団体の活動状況などの共有化を図ります。

(主な取り組み)

- ・国・道や公益法人などの支援情報の提供
- ・分かりやすい情報提供の実施

② 市民との意見交換の実施

市民と市が相互理解を深め、さらなる協働への可能性を探るため、「協働のまちづくり懇談会」等を行うなど、意見交換する場の充実を図ります。

(主な取り組み)

- ・協働のまちづくり懇談会等の開催

③ まちづくりへ参画しやすい機会づくり

パブリックコメントや各種委員会、協議会等、様々な参加方法の活用と多様な周知方法による働きかけなどを通して、市民がまちづくりに参画しやすい機会の創出を図ります。

(主な取り組み)

- ・パブリックコメントのPRと実施
- ・各種委員会、協議会等への市民参画機会の促進

(4) 体制づくりと支援策の推進

協働の取り組みを進めていくため、市民の力を結集できる仕組みづくりや市役所内における連携を強化する体制を整えます。また、市民活動が将来にわたって活発的に継続した活動が行えるように検討し、市の支援策を進めます。

① 市の連携体制の構築

協働のまちづくりに関わる方策及び施策を総合的に推進するため、市の全庁的な連携体制を構築し、指針に基づいた取り組みを進めるとともに、市の体制の明確化を図ります。

(主な取り組み)

- ・協働に関する窓口の明確化
- ・市の全庁的な協働のまちづくり推進会議の設置

② 地域課題の解決を図る協働の仕組みづくり

町内会や市民活動団体、企業等の各主体が特性を活かし、地域課題を解決していくため

の方策や地域コミュニティの形成につながるよう、情報交換や交流の場を設置するなど、協働の取り組みに向けた仕組みの構築を図ります。

(主な取り組み)

- ・地域との連携・協議の実施
- ・モデルとなる協働事業の提案・実施

③ 市民活動に対する支援策の実施

市民の自主的な活動を促進するとともに、町内会の地域コミュニティ活動の充実・強化を図るためのあり方について検討し、支援を図ります。

(主な取り組み)

- ・地域コミュニティ活動支援事業の実施
- ・市民活動団体等が行うまちづくりに対する支援

(5) 取り組みの評価や見直しの推進

協働のまちづくりをより良いものにしていくため、協働の取り組みを定期的に評価し、その結果に基づき、次の計画立案や事業改善に反映させていきます。また、変化する社会情勢や市民ニーズ、協働の現状等に基づき、必要に応じて指針の見直しを行います。

① 協働事業の評価と見直しの公表

協働に関する事業（協働事業）の分析、評価を行う仕組みを作り、評価結果を判断材料として改善点を見出し、新たな取り組みに活かします。また、評価結果を公表することで、協働事業の透明性を確保し、市民の理解の向上を図ります。

(主な取り組み)

- ・協働の評価や改善など行う仕組みの創設
- ・協働事業の公開

② 必要に応じた指針の見直しの実施

協働のあり方を継続して検証し、協働事業の現状の把握と問題点・課題の整理を繰り返しながら、必要に応じて指針の見直しを行います。

(主な取り組み)

- ・指針に基づいた現状の把握
- ・必要に応じた、指針の見直しの検討・提案

6 協働のまちづくりの実践に向けて

ここに示した「砂川市協働のまちづくり指針」が、市民と市の協働のまちづくりへの本格的な取り組みの出発点となって、活発に展開されるように、私たち一人ひとりが、まずは身近なところから進め、自分たちにできることから取り組み、そして、協働のまちづくりの実践につなげていくことが重要です。

そのうえで、協働意識の高まりや取り組みの状況を踏まえながら、まちづくりにおける市民参加の実効性などを明確にする条例の制定も視野に考えていかなければなりません。



